

福山市高齢者带状疱疹予防接種に関する対象者への案内文の印字等業務仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、発注者が実施する高齢者带状疱疹予防接種の実施に当たり、窓あき封筒、案内文、予診票、医療機関一覧表、带状疱疹予防接種の説明書、予防接種済証兼接種歴管理票の作成、予防接種済証兼接種歴管理票への宛名情報等の印字、封入封緘並びに目的物（封入封緘を完了した成果物をいう。以下同じ。）の保管業務及び郵便局への搬送業務（以下「本作業」という。）に適用する。

(作業目的及び概要)

第2条 本作業は、予診票への宛名情報等の印字業務の正確さ及び効率の向上を目指し、目的物を指定期日までに発送できるよう処理等するものである。

(作業規定)

第3条 本作業は、本仕様書のほか別紙作業要領により、発注者の指示に基づいて実施するものとする。

(疑義)

第4条 受注者は、本作業について疑義を生じた場合には、速やかに本市監督職員に報告し、協議を行いその指示を受けなければならない。

(提出書類)

第5条 受注者は、契約締結後10日以内に次の書類を提出し、監督職員の承認を受けなければならない。

- (1) 工程表
- (2) 管理責任者届
- (3) 貸与品借用書

(進捗状況の報告)

第6条 受注者は、発注者から求めがあった際は、進捗状況について書面にて報告するものとする。

(作業管理)

第7条 受注者は、本作業の実施に当たり監督職員と密接な連絡を行うとともに、その都度監督職員の指示を受けるものとする。

2 本作業は、監督職員が必要と認めるときは、職員立会のもとで実施するものとする。

(検査等)

第8条 本業務の履行に当たり、監督職員の検査を受けなければならない。

- (1) 検査は、作業の進捗状況に合わせ随時に行う。
- (2) 受注者は、検査に合格しない場合は、監督職員の指示する期間内に修正を行うものとする。
- (3) 本作業は、完了検査の合格をもって完成とするが、目的物の納入後であっても受注者の責に帰する誤りや不良箇所が発見された場合は、受注者は、速やかに無償で必要な処置を行わなければならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、委託契約書に定める個人情報の保護に関する事項を厳守し、本作業の遂行上知り得た秘密を盗用し、第三者に提供し、及び漏洩してはならない。契約終了後も同じとする。

(版権の帰属)

第10条 本作業において得られた目的物等一切の資料については、本市に属するものとし、受注者

は、許可なく他に利用し、又は使用してはならない。

（納入期限）

第 1 1 条 本作業の目的物の作業期限は、2026 年（令和 8 年）6 月 15 日とする。

（作業の概要）

第 1 2 条 本作業の概要は、次のとおりとする。

- （1）窓あき封筒、案内文、予診票、医療機関一覧表、带状疱疹予防接種の説明書、予防接種済証兼接種歴管理票を作成する。
- （2）作成した物品を窓あき封筒に封入封緘する。
- （3）目的物を本市が指定する集配局ごとに分別して箱詰めする。
- （4）目的物を詰める箱は受注者が準備すること。
- （5）目的物を厳重に保管する。
- （6）目的物の抜き取り指示があったものについて、抜取を行う。
- （7）目的物は、保管後、本市が指定する場所へ搬送する。

（貸与品）

第 1 3 条 本作業に使用する貸与品は、次のとおりとする。

- （1）宛名データ

（貸与時期）

第 1 4 条 貸与品の貸与時期は、本市が指定する日とする。

（提出書類）

第 1 5 条 受注者は、発注者に貸与品借用書を提出する。

- 2 受注者は、目的物の納品書（貸与返還書を兼ねる。）を発注者に提出し、貸与品借用書の返還を受ける。

（その他）

第 1 6 条 受注者は、福山市情報セキュリティポリシー及び個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

- 2 本作業中に第三者に与えた損害は、すべて受託者の責任において処理しなければならない。
- 3 受託者は、本作業を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 4 受託者は、本作業中にき損した予診票等（ジャム分はすべてき損とする。）のうち本市が返還を求めたもの以外は、責任をもって焼却処分するものとする。
- 5 受託者は、予診票等のき損分リストを作成し、その都度及び本作業完了後直ちに提出するものとする。
- 6 貸与品及び目的物は、防災上及び防犯上最も安全でかつ施錠可能な場所で厳重に保管しなければならない。
- 7 目的物の運搬に当たっては、有蓋でかつ施錠可能な車輛を使用するとともに、搬入及び搬出時以外は常時施錠し、荷崩れ、散逸等事故がないよう細心の注意を払うものとする。
- 8 受託者は、チェック用紙などを作成し、作業の進捗状況の把握及び事故等の防止に努めなければならない。
- 9 本仕様書に定めのない事項及び不明な点は、発注者と受注者で協議する。